

請求人 あて

横浜市監査委員	藤 野 次 雄
同	本 間 豊
同	高 品 彰
同	松 本 研
	仁 田 昌 寿

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和 2 年 3 月 9 日に提出されました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」といいます。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

本件請求における請求人の主張は、特定複合観光施設（以下「IR」といいます。）事業者のために市有地を提供することは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 2 条に規定する地方公共団体の精神障害者の発生を予防する義務に違反する行為であるため、カジノを伴う IR 事業用地として山下ふ頭の市有地を払い下げ、又は貸与することは違法又は不当として禁止されるべき財務会計行為であるというものです。そして、監査委員が市長に対し、市有地を当該事業者払い下げ、又は貸与してはならない旨、勧告することを求めています。

また、請求人は、次のアからウまでのようにも述べ、カジノ施設の設置運営を目的とする IR 事業者に対し市有地の払下げ又は貸付が行われることが、確実に予測されるとしています。

ア 市長が、令和元年 8 月 22 日に、「持続可能な横浜経済を構築するためには、国内外から多くの観光客を集める IR の誘致が有効な方策と考える」との方針を表明したこと。

イ 市が、山下ふ頭を横浜 IR の立地場所とし、「横浜 IR の実現に向けた想定スケジュール

ル」を公表したこと。

ウ 市が令和元年12月に開始した「I R事業に係るコンセプト募集」において配布した資料に、市有地の払下げ又は貸付が行われる場合の「参考価格」を記載したこと。

法第242条第1項は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。また、これらの財務会計上の行為には、相当の確実さをもって予測される場合を含むことが規定されています。

相当の確実さをもって予測される場合とは、単にその可能性が漠然と存在するというだけでなく、当該財務会計上の行為にかかわる諸般の事情を総合的に考慮して、当該行為が違法になされる可能性、危険性が相当の確実さをもって客観的に推測される程度に具体性を備えている場合をいうと解するのが相当です（平成12年6月29日福岡高裁判決同旨）。

本件では、請求人の提出した事実証明書によると、「横浜I R」が全国で認定される3か所の区域の1つに選定されるために、次のような手続が予定されています。

- ① I Rの実施方針策定と公表（2020年度）
- ② I R事業者の選定（2020年度）
- ③ I R事業者との区域整備計画の策定（2020年度）
- ④区域整備計画の認定申請についての市会の議決（2020年度又は2021年度）
- ⑤区域整備計画の認定申請（2021年度）
- ⑥区域整備計画の国による認定（2021年度）

殊に区域整備計画の認定申請には、住民全体を代表する機関であり、政策形成機能も有する地方公共団体としての意思決定機関である市会の議決が必要とされています。その上で、さらに国による認定を受けなければ、横浜市によるI R事業の実現が可能となりません。

しかし、本件監査請求の時点である令和2年3月9日においては、これらの手続はいずれも行われていません。

そうすると、請求人がその主張の根拠とするアからウまでからは、市有地がI R事業の敷地として提供されることが相当の確実さをもって客観的に推測される程度に具体性を備えている

とは認められません。

したがって、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。